

(公印省略)
保介第1074号
平成 30 年 9 月 21 日
<令和 3 年 4 月 5 日改訂>

指定居宅介護支援事業所 管理者 様

福岡市長 高島 宗一郎
(保健福祉局高齢社会部 事業者指導課)

訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出について（通知）

平素より福岡市の保健福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 30 年 10 月より、指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）第 13 条第 18 号の 2 の規定に基づき、厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付けた居宅サービス計画の市町村への届出が新たに義務付けられたことから、下記のとおり提出書類等につきまして通知いたします。

記

1 厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護

訪問介護（生活援助中心型サービス）の回数（1 月あたり）

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基準回数	27 回	34 回	43 回	38 回	31 回

※上記の回数には、身体介助に引き続き生活援助が中心である訪問介護を行う場合（生活援助加算）の回数を含みません。

2 届出の時期及び期限

平成30年10月 1 日以降に、居宅サービス計画を作成又は変更した月の翌月の末日

〈例〉10月に作成又は変更した居宅サービス計画のうち、上記の回数以上の訪問介護を位置付けたもの → 11月末日までに届出が必要

※「作成又は変更した居宅サービス計画」とは、利用者の同意を得て交付したもの。

※作成又は変更の内容については別紙「訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出書（兼理由書）」を確認してください。

3 提出書類

- (1) 訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出について
- (2) 訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出書（兼理由書）（別紙 1）
- (3) 基本情報の写し
- (4) アセスメント表の写し
- (5) 居宅サービス計画書(1)「第 1 表」の写し
- (6) 居宅サービス計画書(2)「第 2 表」の写し
- (7) 週間サービス計画書「第 3 表」の写し
- (8) サービス担当者会議の要点「第 4 表」の写し
- (9) 居宅介護支援経過「第 5 表」の写し

※生活援助中心型の訪問介護を位置づけた理由を記載したページのみの提出で可

- (10) サービス利用票「第 6 表」の写し
- (11) サービス利用票別表「第 7 表」の写し
- (12) 訪問介護計画書の写し

※指定居宅介護支援事業所（介護支援専門員）が訪問介護事業所から提供を受けたもの

4 提出方法及び提出先

郵送にて下記住所へ提出してください。

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1

福岡市 保健福祉局 高齢社会部事業者指導課 在宅指導係 〈ケアプラン在中〉

注意：区役所では受付できません。

5 特記事項

※一度市が検証した居宅サービス計画は、検証した内容に変更がない限り、次回の届出は1年後でよいものとします。

6 その他

- ・届出内容について、問い合わせる場合があります。
- ・点検結果については後日、FAX又はEメールによりお知らせする予定です。
- ・給付実績により未届であることを確認した場合等には、届出を求めることがあります。

7 様式掲載場所

福岡市ホームページ > 健康・医療・福祉 > 高齢・介護 > 事業者の方へ>

届出・申請手続き > 介護サービス事業等の申請・届出について

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/hofuku/kaigohoken/health/00/05/5-010302.html>

<国通知>

- ・「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」の公布について（平成30年5月10日老振発0510第1号）介護保険最新情報 Vol.652
- ・「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.1）（平成30年3月23日）」の送付について（平成30年3月23日 厚労省事務連絡）介護保険最新情報 Vol.629

【問合せ先】

福岡市 保健福祉局 高齢社会部

事業者指導課 在宅指導係

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1 12階⑫番

Tel：092-711-4257 Fax：092-726-3328

E-mail：kyotaku@city.fukuoka.lg.jp